

2014年 4月18日号(58号)

# みらいとびら 未来への扉



高等特別支援学校 支援部

## 知的障がい・発達障がいに関する相談機関

本校の支援部、スクールカウンセラー（臨床心理士）の他に、下記のような相談・支援機関があります。

### <知的障がい・発達障がいに関する相談・支援機関>

各市町の役所・役場の「障害福祉課」が窓口になっています。支援機関・支援センターは各市町によって異なりますが、多くの場合、知的障がい・発達障がいに限定しない幅広い相談・支援事業の一環として、活動が行われています（「障害者地域生活支援センター」、「〇〇市相談支援センター」など）。

また就労に向けては、お住まいの圏域の「就業・生活支援センター」で相談ができます。（宝塚の「あとむ」、加古川の「はぐるま」、丹波の「ほっぷ」など）

### <発達障がい専門の相談・支援機関>

ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」があります。クローバーは現在県内に6カ所（高砂、芦屋、加西、豊岡、宝塚、上郡）設置されています。HP（ホームページ）があります。相談は予約制で、日数がかかることが予想されます。

神戸市では、18歳未満の方については、各区役所子育て支援室、こども家庭センター、総合療育センター、こうべ学びの支援センター等で発達についての相談を行っています。



### <障がい児の親の会>

「(財)兵庫県手をつなぐ育成会(知的障がい)」、「兵庫県LD親の会『たつの子』(LD・ADHD・高機能自閉症など)」、「兵庫県自

閉症協会高機能ブロック『ピュアコスモ』（高機能自閉症、アスペルガー症候群など）」があります。それぞれHPがあります。

### <発達障がいに関する情報>

厚生労働省が、国立障害者リハビリテーションセンター（所沢）に「発達障害情報・支援センター」を設置し、HPで発達障がいに関する様々な啓発・普及を行っています。専門家によるQ&A形式の応答も載っています。

文部科学省では、国立特別支援総合研究所（久里浜）に「発達障害教育情報センター」を設置して、HPで特別支援教育を中心に情報を提供しています。

## 療育手帳の更新について

療育手帳は、就労をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくするために、知的障がいのある方に（神戸市を除く兵庫県では発達障がいのある方にも）発行されています。療育手帳には、次回判定月が記載されていますが、県や市町村から更新のお知らせは基本的にありません。更新月が近づきましたら、それぞれ地域の福祉事務所か町役場の方にご相談の上、更新判定の申し込みをしてください。

特に3年生の場合、更新判定の場所は、満17歳までは地域の子ども家庭センターで、満18歳を過ぎると県立知的障害者更生相談所（神戸市の方は、障害者更生相談所）で判定を受けることとなります（誕生日が近い場合は、どちらになるかわかりません）。

参考)

※神戸市以外の方

・県立知的障害者更生相談所（最寄り駅：阪急「王子公園」）  
神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3F  
TEL (078) 242-0737

※神戸市の方

・神戸市障害者更生相談所（最寄り駅：「高速神戸」）  
神戸市兵庫区水木通2-1-10 心身障害福祉センター内  
TEL (078) 512-4453

### \*療育手帳について\*

療育手帳は、知的障がいの方のための手帳ですが、法律で定められた制度ではなく、都道府県独自の発行であるために名称も等級も様々です。

また、知的障がいを伴わない発達障がいの方については、兵庫県（神戸市を除く）では療育手帳が発行されていますが、他の自治体では、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となる場合がほとんどのようです。いずれにしても、現在は発達障がいに特化した手帳は発行されていません。自治体によって制度や対応が異なりますので、転出等の際にはご注意ください。



\*卒業後の進路に関わる支援（いわゆる「福祉サービス」）を受ける際には「福祉サービス受給者証」が必要になります。（就労移行支援・就労継続A型・B型等の施設）また、ケアホームの利用等では「障害程度区分判定」が必要になるサービスもあります。3年生の保護者の方は今後の進路の必要に応じてご用意下さい。

～支援部より～

この「未来への扉」は、不定期発行です。4月はインフォメーション的な内容となるため、続けて発行させていただきます。

昨年度の支援部だよりも本校HPでご覧いただけます。「未来への扉」に関するご希望やご要望等がございましたら、遠慮なく連絡帳・担任等を通じて支援部までお寄せください。

